

甲府市身体障害者福祉法第15条の規定に基づく医師の指定要領

(趣旨)

第1 この要領は、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号。以下「法」という。)第15条に基づく医師(以下「指定医」という。)の指定については、法、身体障害者福祉法施行令(昭和25年政令第78号。以下「施行令」という。)、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)及び甲府市身体障害者福祉法施行細則(以下「細則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(指定医の役割)

第2 指定医は、身体に障害がある者等が、身体障害者手帳の交付申請に要する診断書を作成するとともに、その者等の障害が法別表に掲げる障害に該当するか否かについて意見を付さなければならない。

(指定申請)

第3 指定医の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、細則第4条の2規定により指定申請書を作成し、次に掲げるものを添付し申請を行うものとする。

- (1) 同意書(第1号様式)
- (2) 履歴書(第2号様式)
- (3) 医師免許証の写し

(指定医の指定基準)

第4 指定医の指定基準については、別紙のとおりとする。

(指定医の指定)

第5 市長は、第3の規定による申請を受理したときは、甲府市地域福祉審議会条例(平成30年甲府市条例第32号)第8条に規定する審査部会(以下「審査部会」という。)の意見を聴いて指定する。

2 市長は前項により指定医を指定するときは、原則として指定の決定がなされた月の翌月の初日をもって指定する。

3 市長は第1項及び第2項により指定医を指定したときは、指定書(第3号様式)を当該医師に交付するとともに、次の事項について告示するものとする。

- (1) 医師氏名
- (2) 担当する障害種別
- (3) 診療に従事する医療機関の名称及び所在地
- (4) 指定年月日

(変更の届出)

第6 指定医は次の各号に該当する場合は、指定医師異動届(第4号様式)により、速やかに市長に届け出るものとする。ただし、指定医が死亡した場合にあっては、その者が診療に従事していた医療機関の管理者又は親族等が行うものとする。

- (1) 氏名の変更
- (2) 死亡
- (3) 退職又は廃業
- (4) 主たる勤務先を、甲府市内の別の医療機関に変更する場合
- (4) 診療に従事する医療機関の名称の変更
- (5) 診療に従事する医療機関の所在地の変更

(指定の辞退)

第7 指定医は、施行令第3条第2項の規定により指定医の指定を辞退しようとするときは、指定医師辞退届(第5号様式)を市長に提出しなければならない。

(指定医の取消し)

第8 市長は、指定医が施行令第3条第3項の規定に該当したときは、審査部会の意見を聴いて、その指定を取消することができる。

2 市長は、前項により指定を取消したときは、その旨を告示するものとする。

(委任)

第9 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

別紙（第4関係）

1 担当科目及び主として標ぼうする診療科目

指定医の指定は、次の表に掲げる担当科目ごとに行うものとし、各担当科目の診断を担当する指定医は、同表右欄に掲げる診療科名を主として標ぼうし、かつ、各担当科目の医療に関する臨床経験を有する医師とする。

担当科目	主として標ぼうする診療科名
視覚障害	眼科、小児眼科、神経内科、脳神経外科（ただし、眼科以外の診療科にあつては、腫瘍・神経障害等による視力喪失者の診療に限る。）
聴覚障害	耳鼻いんこう科、小児耳鼻いんこう科、気管食道・耳鼻いんこう科、神経内科、脳神経外科（ただし、耳鼻科以外の診療科にあつては、腫瘍・神経障害等による聴力喪失者の診療に限る。）
平衡機能障害	耳鼻いんこう科、小児耳鼻いんこう科、気管食道・耳鼻いんこう科、神経内科、脳神経外科、リハビリテーション科
音声・言語機能障害	耳鼻いんこう科、小児耳鼻いんこう科、気管食道・耳鼻いんこう科、内科、気管食道内科、神経内科、気管食道外科、脳神経外科、形成外科、リハビリテーション科
そしゃく機能障害	耳鼻いんこう科、小児耳鼻いんこう科、気管食道・耳鼻いんこう科、気管食道内科、神経内科、気管食道外科、形成外科、リハビリテーション科
肢体不自由	整形外科、外科、小児外科、内科、神経内科、脳神経外科、形成外科、リウマチ科、小児科、リハビリテーション科
心臓機能障害	内科、循環器内科、心臓内科、外科、心臓血管外科、心臓外科、胸部外科、小児科、小児外科、リハビリテーション科
じん臓機能障害	内科、循環器内科、腎臓内科、人工透析内科、外科、移植外科、小児科、小児外科、泌尿器科、小児泌尿器科
呼吸器機能障害	内科、呼吸器内科、気管食道内科、外科、呼吸器外科、気管食道外科、胸部外科、小児科、小児外科、リハビリテーション科
ぼうこう又は直腸機能障害	泌尿器科、小児泌尿器科、外科、消化器外科、内科、消化器内科、神経内科、小児科、小児外科、産婦人科（婦人科）
小腸機能障害	内科、消化器内科、胃腸内科、外科、消化器外科、腹部外科、小児科、小児外科
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害	内科、血液内科、感染症内科、呼吸器内科、外科、小児科、産婦人科（ただし、エイズ拠点病院での従事経験があることが望ましい。）
肝臓機能障害	内科、消化器内科、肝臓内科、外科、消化器外科、移植外科、腹部外科、肝臓外科、小児科、小児外科

2 経験年数

指定医は、主として標ぼうする診療科名について、医師免許を取得した後、病院又は診療所の当該診療科で、原則として5年以上の臨床経験を有する者とする。